

令和6年7月26日
子ども・若者部
保 育 課
保育認定・調整課

区内保育施設における虐待事案にかかる特別指導検査の結果及び 今後の取組みについて

1 主旨

令和6年6月17日及び7月4日の子ども・若者施策推進特別委員会において報告した区内保育施設における虐待事案について、特別指導検査の結果及び今後の区の取組み等について報告する。

2 特別指導検査の結果について

以下のとおり、福祉関係法令及び福祉関係通知等に違反する事象を確認し、改善を要する事項として文書指摘し、速やかに改善を図るとともに、改善状況を報告するよう指導した。

(1) 虐待等の行為

①子どもの髪の毛を引っ張る。

- ・おもらしをした子どもに対して、その子どもの髪の毛を掴み、引っ張る。
- ・食事をしている子どもに対して、その子どもの髪の毛を掴み、引っ張る。

②子どもの手等を強く引っ張る。

- ・3歳児から5歳児までの異年齢保育の中で、遊びの場面でルールが理解できていないと思われる子どもや、生活の切り替えの場面でほかの子どもと比較して動作のゆっくりな子どもに対して、手や腕を強く引っ張り誘導していた。
- ・おもらしをした子どもがその場に座り込もうとしたため、腕を強く引っ張り、座らせないようにした。

③困っている子どもに対して無視をする。

- ・子どもが自分でお支度をする際、ロッカーにかばんがうまく収納できずに困っていたが、その場にいた複数の職員は特に手を貸すこともなく、何も関わりを持とうとはせず、放任していた。
- ・泣いている子どもが保育士に助けを求めていたが、保育士は対応しようとしなかった。数分間、無視された子どもは助けを求めることをやめた。

④保育中、乱暴な言葉や大きな声で子どもを叱る。

- ・保育の様々な場面において、子どもに対して乱暴な言葉や大きな声で叱ることが日常的に行われていた。

ついては、子どもに身体的苦痛及び精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育にあたること。

(2) 施設長の責務

- ①複数の職員が以前より施設長に対し、特定の保育士による保育内容等の相談をしていたが、施設長による事実確認と改善に向けた当該保育士への指導が適正に行われなかった。
- ②職場内研修は実施しているが、外部研修等を取り入れず、各職員がそれぞれの能力に応じた必要な研修に参加することができる職場環境を整えているとは必ずしもいえない状況であり、職員育成が不十分だった。
- ③区が本特別指導検査の一環として実施した各職員に対するアンケート調査について、職員一人ひとりの率直な意見を徴したいという考えのもと、各職員自身が直接、区に郵送できるものとして託したが、法人や施設長は、封をせずに施設長に提出するよう各職員に指示をしていた。職員の委縮効果を及ぼす行為であり、法人と区との間の信頼関係を著しく損なう不当な行為が行われた。

については、本指導事項の各内容への対策に係る対応表等を作成して確実に対応していく等、計画的に各事項への対策を適切に講じること。

(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止

保育園は、保護者から寄せられた特定の保育士による子どもに対する虐待の疑いに関する相談に対し、保護者の気持ちに寄り添わず事実確認を怠った。その結果、虐待行為が行われていたにもかかわらず、保護者に対し虐待行為はなかった旨を回答しており、保育園に助けを求めた保護者への対応を著しく軽視していた。

については、国が作成している「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」及び区が作成している「報告・相談・取り組みフローチャート」を参考に、園における対応について見直しを図り、各利用者の保護者の意見に耳を傾け、各保護者に真摯かつ丁寧に寄り添って応答すること。

3 当該保育施設及び法人に対する今後の対応について

(1) 保育サポート訪問による当該園への支援

当該保育施設の改善に向けた取り組みについて、保育内容を振り返る際の手法やポイント等を具体的に示すとともに、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックシート」や事故検証についての参考資料等を提供し、活用を促すことにより、子どもの人格を尊重するとともに、子どもの権利を主体とした保育となるよう助言・指導する。

また、施設長のマネジメントについて、各保育士との関わり方や、保育内容の振り返り後の指導方法等について具体的に助言し、施設長の気づきの感度を上げるよう保育サポート訪問を通じて、指導する。

今後も引き続き保育サポート訪問等による助言・指導を継続していく。

(2) 法人に対する指導

本件について、区が虐待通報を受け付けてから発覚まで時間を要しており、また、当初は園・法人において虐待行為はないとしていたが、その後の職員へのヒアリングや防犯カメラ映像により虐待行為が確認される等、保護者の訴えがあったにも関わらず、事実確認を怠ったことは園だけではなく、園を統括する法人の対応にも大きな問題があり、子どもや保護者に寄り添った対応とは言い難いものであった。

当該園に対する特別指導検査の改善状況報告のみならず、法人に対しても改善報告を求めるとともに、再発防止に向けた法人への指導を継続的に行っていく。

4 今後の区の実践について

(1) 区が通報を受けてから虐待行為を確認するまでの対応について

本件は区が通報を受けたのち、直ちに園・法人による職員へのヒアリング及び防犯カメラ映像の確認を要請したにも関わらず、確認を怠り虐待行為を早期に確認することができなかった。

従来、区は園や法人との信頼関係のもと、直ちに防犯カメラ映像を確認せず、まずは区職員が迅速に施設長へのヒアリングを実施し、園や法人に防犯カメラを確認させているが、今後は、園・法人で虐待行為を確認できなかった場合には、必要に応じて区職員が園・法人立ち合いのもと防犯カメラを確認する等、子どもや保護者の視点に立ち、早期解決に向けて区が法人へ早期介入するよう関わり方の見直しを行っていく。

(2) 子どもの心のケア

虐待行為が発生した場合、虐待を受けた子どもとともに、多くの子どもに心理的影響を及ぼすおそれがあるため、速やかな心のケアが必要となる。現在、心のケアについては、各法人において対応しているが、今回の法人は対応手段を有していなかったため、区から早急に体制を整えるように助言・指導し、対応を進めているところである。

今後、児童相談所等の区の各相談窓口との連携を強化し、虐待行為等が発生した場合、速やかに保護者へ各相談窓口一覧を周知し、子どもの心のケアを受ける機会を設ける。

また、各法人が対応手段を整えるまでの間、子どもが速やかに心のケアを受けることができる体制の整備を検討していく。